

函南町立小中学校外国語指導助手派遣委託業者選定委員会要領

(趣旨)

第1 この要領は、函南町が発注する函南町立小中学校外国語指導助手派遣業務委託(以下「本業務」という。)に関して、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。)第167条の10の2第1項及び第2項に規定する価格その他の条件が最も有利な申込みをした者を受託者とする選定を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 本業務を実施するにあたり、外国語指導助手の特殊性を充分理解し、本業務を適正に履行できる受託者を選定するため、函南町立小中学校外国語指導助手派遣委託業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 函南町校長会小学校代表
- (2) 函南町校長会中学校代表
- (3) 函南町立小学校教諭代表
- (4) 函南町立中学校教諭代表
- (5) その他教育長が推薦する者

2 委員長は、函南町校長会小学校代表とする。

3 委員会は、次の各号に掲げる事項について審査する。

- (1) 本業務の受託者の選定を目的とした企画提案書の評価に関すること。
- (2) 本業務の受託者の選定を目的としたプレゼンテーションの評価に関すること。
- (3) その他業者選定に関して必要な事項の決定に関すること。

(会議)

第4 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者若しくは有識者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員会の会議は、公開しない。

(事務局)

第5 本業務の事務局は、学校教育課の職員をもって行う。

2 事務局は、次に掲げる事項について選定及び審査する。

- (1) 本業務の応募業者の選定に関する事。
- (2) 本業務の受託者の選定を目的とした見積書の審査に関する事。
- (その他)

第6 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、公布の日から施行する。
(招集の特例)
- 2 最初に招集する委員会は、第4の規定にかかわらず、教育長が招集する。